

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.19 (2022.7.2)

編集・発行:「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「こわいをして、へいわがわかった」 P1
- ② 【裁判予定】 P2
- ③ 請願権一控訴理由書を提出しましたー P2~3
- ④ これが日本だ! P3~4
- ⑤ 経済安保法・国際卓越研究大学法 P4~5
- ⑥ もうひとつの信じられない記事 P6~8
- ⑦ 作ってよかった(?) マイナナンバー! P8

こわいをして、へいわがわかった

(沖縄市立山内小学校2年 徳元穂菜さん)

びじゅつかんへお出かけ
おじいちゃんや
おばあちゃんも
いっしょに
みんなでお出かけ
うれしいな

こわくてかなしい絵だった
たくさんの人がしんでいた
小さな赤ちゃんや、おかあさん

風ぐるまや
チョウチョの絵もあったけど
とてもかなしい絵だった

おかあさんが、
77年前のおきなわの絵だと言った
ほんとうにあったことなのだ

たくさんの人たちがしんでいた
ガイコツもあった
わたしとおなじ年の子どもが
かなしそうに見ている

こわいよ
かなしいよ
かわいそうだよ
せんそうのはんたいはなに?
へいわ?
へいわってなに?

きゅうにこわくなって
おかあさんにくっついた
あたたかくてほっとした
これがへいわなのかな

おねえちゃんとけんかした
おかあさんは、二人の話を聞いてくれた
そして仲なおり
これがへいわなのかな

せんそうがこわいから
へいわをつかみたい
ずっとポケットにいれてもっておく
ぜったいおとさないように
なくさないように
わすれないように
こわいをして、へいわがわかった



ご自由に
お持ちください

沖縄全戦没者追悼式典で朗読された小学2年生徳本穂菜（ほのな）さんの詩である。

いつも戦争で犠牲になるのは、子どもを始めとした力ない者たち、それは沖縄に限った事ではないが、
今また沖縄に戦争の火種が灯されようとしている。

米軍基地が集中するその沖縄では、中国を仮想敵とした自衛隊の南西シフトが進み、ミサイル部隊の
配備も進む。その背景にはアメリカの世界戦略があり、それに乗じて統治強化を図ろうという政権の思
惑もある。

太平洋戦争末期には日本軍によって死に追いやられ、敗戦後は米軍基地の存在で辛酸を味わい、反軍
感情が強かった沖縄でも、今では自衛隊駐屯を歓迎する勢力が少なくないという。

平和を願う子供たちに、託す世界はこのようなものでいいのだろうか。



【今後の裁判予定】

★チラシ配置拒否裁判 第4回口頭弁論

東京地方裁判所立川支部 403号法廷（4階）

2022年7月28日（木）午後1時30分

※傍聴希望者は、午後1時15分までに4階待合室にお集まりください。

★陳情不上程告発裁判 控訴審 第1回口頭弁論

東京高等裁判所 808号法廷（8階） ※地下鉄丸ノ内線「霞が関」

2022年9月14日（水）午後2時

※傍聴希望者は、午後1時45分までに8階、808号法廷近くの待合室にお集まりください。



請願権

—控訴理由書を提出しました！—

今回は請願権に重点を置いて書きました。これは高裁で却下になった場合、上告（最高裁に上訴）することを考えてのことです。

現在の請願に対する官公署の対応や裁判所の判例では、受理は請願者の権利だが（それすらも怪しいが）、処理に関してはその権利を認めない傾向にあります。これでは憲法第16条の請願する権利は絵に

描いた餅です。誠実な処理（東大和市議会会議規則に従って言えば、委員会付託して本会議に諮るということ）が義務化されていなければ、請願書などただの紙切れ同然です。

このような墮落した現状になっているのは、（本件の裁判に限って言えば、）請願法第 5 条の解釈です。

「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」（同法第 5 条）

請願法第 5 条を事務処理規定とする（地裁判決では「官公署の事務処理上の行為規範」としている）解釈が、請願書の誠実処理を要求する権利の否定となっています。これを「行為規範」出なく「行為義務」にしなければ、いつまでたっても請願は人民のものとはなりません。

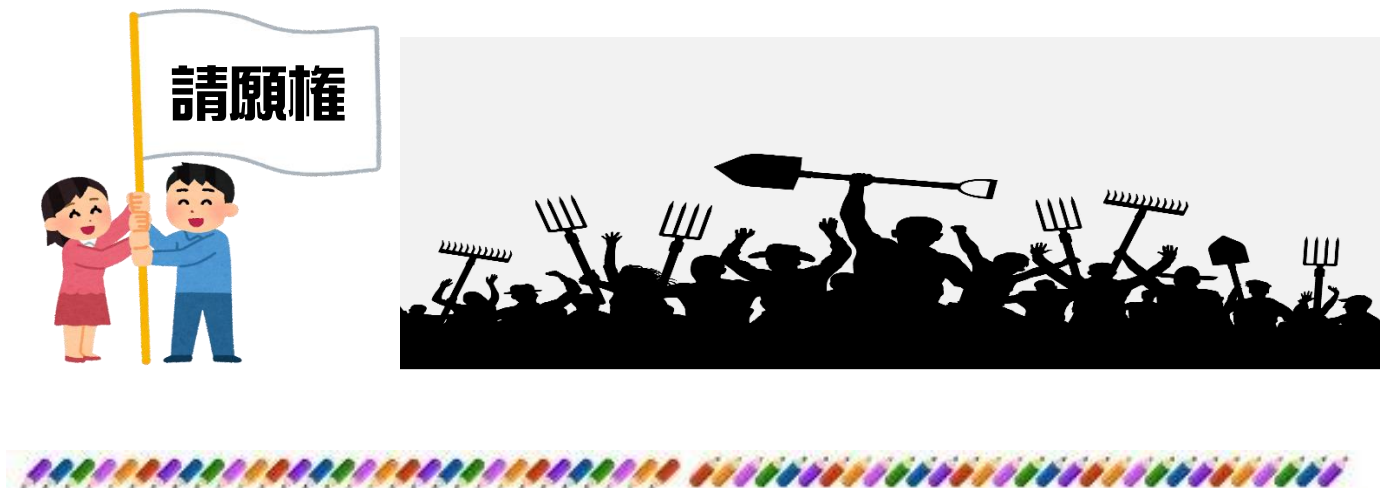
そもそも、請願法第 5 条を事務処理規範とする解釈からすれば、受理すらも義務ではなくなってしまうということに、論理上はなります。誠実処理が単なる規範であれば、受理も同じということです。それはまさに憲法第 16 条違反です。

そのようなことを「理由書」には書きました。

控訴理由書の全文は、右のサイトでご覧いただけます。



控訴審 第 1 回弁論は上記のごとく、9 月 14 日（水）午後 2 時から、東京高等裁判所 808 号室で開かれます。少し遠くになりますが、傍聴、ご支援よろしくお願いします。



これが日本だ！

6月18日の新聞には、信じられないような決定が2つ掲載された。

すでにご覧になって、怒りさえ感じた方も多いただろう。ひとつは、福島原発訴訟で避難を余技なくされた被災者が、国に損害賠償を求めた訴訟に対する最高裁の判決であり、もうひとつは、名古屋入管の職員が殺人容疑で告訴・告発された事案に対する、名古屋地検の決定である。

どちらも責任を取らないという意味において共通していて、象徴的な出来事である。

前者は、国が東電に津波対策を義務づけたとしても、原発事故は防げなかったという最高裁の判決で、原発事故に対する国の責任を認めないものとなった。

津波対策を怠った東電にも、それを見逃した国にも責任はあると思うが、津波対策をしていれば事故は防げたかといえ、確かに疑問はある。津波以前に、地震の強い揺れで配管が破損し、事故は起きていたかもしれない（判決が、配管破損から事故に至る可能性に言及しているか否かは不明）。

津波が原因であれ、地震が原因であったとしても、国策として進めてきた原子力発電所が事故を起こしたのだ。事故を防ぐべき対策を怠った東電と国に責任がないわけではない（東電の責任は、すでに認められている）。

天災だった、誰がやっても防ぐことはできなかったと言うのであれば、初めから原子力発電所など作るべきではなかったし、中断すべきものだったのだ。それを怠り、反対する人々を金と権力で押しつぶしてきた。そのような国の責任がないわけではない。

後者は、名古屋入管で亡くなった（殺された）ウィシュマさんに関する名古屋地検の決定だ。殺人容疑で名古屋地検に告訴・告発（ウィシュマさんのご家族が殺人容疑訴えているのが「告訴」、支援者が刑事事件として訴えているのが「告発」）されていた名古屋入管の職員が「容疑なし」ということで、不起訴になったというものである。

「容疑なし」と断定するからには、「手を尽くしても防げなかった事故」、あるいは「処置は必要がなかった」ということになる。こんなことが、にわかに信じられるであろうか。

通常でも、倒れている人を放置し、死に至らしめた場合、管理者であれば殺人罪が適用される可能性があるというのに、自由を奪われ、抵抗できない環境で、病気になっても治療さえしてもらえず、結果として亡くなっても不起訴というのは、誰が考えてもバランスを欠く。

そもそも入管は、単なる管理者に留まらない。強制力を持った（ある意味、権力者ですらある）執行機関だ。これでは、生かすも殺すも意のままということになる。いつの時代の話なのか、とさえ思う。

いずれ検察審査会に持ち込まれ、再審査されるであろうが、注目し続けなければならない。今はそれくらいしかできないが、せめてそれくらいは続けたい。

上記2つの新聞記事は、次のサイトで見られます。



原発訴訟最高裁判決記事



入管問題地検決定記事



経済安保法・国際卓越研究大学法

既に国会を通過してしまった法案だが、軍事研究や戦時体制に結び付く可能性の強い法律である。問題点がよくまとめられている「長州新聞」の記事を次ページに掲載する。

「經濟安保法」と「国際卓越研究大学法」

罰則と金で科学者を軍事動員

経済安保技術育成に二五〇〇億円

技術、市民の活動自由が抑制される危険性がある。このような罰則によ

軍事動員

五五〇〇億円

海渡氏はそのうえで、基幹インフラ企業から中国ITシステムの一掃が始まれば、中国からの大きな経済的な報復が予想され、「報復が報復を生み、戦争を呼びこむことになる」と警告している。

「国際卓越研究大学法」については、石原俊（明治学院大学教員）や指宿昭一（弁護士）ら全国の大学人が呼びかけ人となった「稼げる大

学」法案の廃案を求める大学横断ネットワークが三月末、法案に反対する声明を発表し、署名運動が展開されてきた。

声明は、この法律が「かねて内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が打ち出してきた『稼げる大学』というコンセプトを具体化した」ものだと指摘していた。それは、国・公・私立大学のうちの「数校程度」を選んで国際卓越研究大学として認定し、一〇兆円規模の大学ファンドの運用益を年「数百億円」単位で助成し、さらに「授業料の柔軟化」や、大学所有資産の貸付などにかかわる規制を緩和することで大学の財務体質を強化するという内容だ。認定した大学には年三〇程度の事業規模の成長を求め、これを達成できない場合は認定をとり消すこともありうるとしている。

声明はまた、この法律が日本の研究力の劣化をもたらしてきた「選択と集中」の弊害を助長するところで「大学の疲弊と研究者の焦燥をもたらし、研究力をさらに低下せると指摘している。「教育も研究も人間が行うものである以上、数値指標による安直な評価は現場を疲弊させ、短期間に成果を上げられないことへの恐れから挑戦的試みを困難とし、時代の常識を越えた真に革新的な発見とイノベーションの誕生を妨げる」との批判だ。

また、もう一つの問題点として、「卓越大学は政治的に選び出され、大学間格差を拡大する」とをあげている。そこでこの間、国立大学では学外者を中心とする「合議体」、公立・私立大学でも学外者を中心とする「理事会」などに大きな権限を与える傾向が強まってきたことにふれ、これまで以上に大学の「私物化」を促すことになる」と強調している。

これが日本だ！ Ⅱ

—もうひとつの信じられない記事—

熊本県立済々黌（せいせいこう）高校男子生徒が、校歌強要・丸刈り強制でうつ状態になり、退学を余儀なくされたと訴えていた裁判の判決が、5月30日、熊本地裁であった。

裁判長は、丸刈り強制は無く、「自ら丸刈りを依頼している」と言い、そこには「合意」があったようなことを示唆している。だが、もし強制でなかったら、なぜこの元高校生はなぜ提訴などしたのか。そのことを裁判長は説明しなければならない。たとえ原告が「依頼」したとしても、高校という閉じられた空間の中での無言の圧力＝同調圧力という「強制」にも、裁判長は想像を廻らすべきだった。

自身の経験だが、東大和市立中央公民館長による、職務権限（掲示物設置許可権限）を利用したチラシ書き換え要求事件が、これにある意味類似している（事件当事者は、10台の青少年のような多感な精神の持ち主ではないが……）。この事件をめぐるのは、行政不服審査請求（を経て、結果的には損害賠償請求裁判まで進み、現在も審理中）の場において、処分庁（東大和市立中央公民館）側は、申請者との間に合意があったと主張してきた。実際には、そのような「合意」などあるはずはなく、権限を利用した書き換え要求だった。

処分庁はあくまでも、中央公民館長の「お願い」に対し、申請者はそれ納得し、自らチラシを書き換えたというシナリオにしたいようなのだ。だが、そもそもそんな「合意」があれば、不服審査や裁判にまで持ち込むはずは無い。申請者からすれば、これは「合意の捏造」に他ならない。

熊本の場合もこれと似たような事があったのだろう。熊本地裁の裁判長も、それに加担したとみられても仕方がない。

このニュースを初めて聞いたとき、「団結力や愛校心を高めるために合同で練習する場は有益で違法性は認められない」の「愛校心」を、「愛国心」と聞き違い、一瞬棒立ちになった。しかし、「愛国心」であったとしても、本質的には変わるところはない。

「愛校心」を高めるため、強制的に大声で校歌を歌わせることは、基本的人権に反することだ。熊本地裁の中辻雄一朗裁判長は、大声での校歌斉唱の強要を「指導」と強弁する。この裁判長、「校歌」が「国歌」であったとしても、同じことを言うのだろう。

これは、教員や生徒に対する日の丸・君が代強制と同じ構図である。そこには教育も人権も自由もない。そして、基本的人権を否定する究極の集団が、軍隊に他ならない。

熊本では41年前にも、中学校を舞台にした丸刈り訴訟という裁判があった。熊本県玉名郡玉東町にある町立玉東中学校に入学した男子生徒が、校則で定められた丸刈りを拒否して通学し（保護者もこれを認め、学校側に申し入れをしていたために）、直接の丸刈りを強制されたり、指導されたりすることはなかったが、校長から全校生徒の前で批判されたり、同級生からのいやがらせを受け



たりしていたことを不服として、校則の無効と損害賠償を中学校と町に求め、熊本地裁に提訴した事件である。

全校生徒の前で、対象生徒を批判するなどと言う行為が、教育職員の、それも長とされる者のすることかと唖然とするほかないが、判決は中学校と町の主張を認め、生徒側敗訴となっている。

判決は、強制的に丸刈りにさせるものではなく、教育上の観点から各校で服装等について校則を定めることは裁量権の範囲内とするものであった。

高校と中学という場の違い、現代と40年前という時代背景の違いがあるとしても、判決内容は中学校のもののほうがまだマシという感じを受ける。

それでも、中学校の事件に対する裁判長の判断には、10代の青少年の、この年齢層特有の生活感覚や仲間意識といったものに、想像力が及んでいないように思える。この中学生は、親の理解があったとはいえ、たった一人で校則に反する髪型で登校し、同調傾向が強い年齢集団の中で、必死に耐えていたはずである。

判決内容は、法律・制度・校則・などの外形的な要素や・社会通念等にのみ判断したものとなっており、およそ原告個人の内面にまで掘り上げたものとなっているとは言えない。結果として、生徒の人権にまで目を向けた判決内容ではなかった。その意味では高校の場合と大きく異なるものではない。

これは、日の丸・君が代裁判における、原告教員の内面に思いをいたす裁判官が少ないということとも共通している。

40年前と同じような丸刈り訴訟が起こされ、その判決内容も、40年たっても変わることがないという事実が、暗澹たる未来を感じさせる。

中学校での裁判がその後どうなったのか、控訴したのか否か、不明だが、高校の裁判では、控訴するということが伝えられている。高裁での審理に期待したいところである。

◆熊本県立済々黌の判決を伝えた「自由と人権レター」（メール）に対し、返信をいただいた。

ご本人の了解を得て、以下に紹介します。

※当方の「レター」の原文を「通信」に掲載するにあたって、語句を一部変更しました。

以下に書かれているものが、もともとの「レター」の内容です。

「愛校心」を高めるため、強制的に大声で校歌を歌わせることは、基本的人権に反することだ。
熊本地裁の中辻雄一郎裁判長は、校歌指導それを「指導」と言い含める。

この裁判長、「校歌」が「国歌」であったとしても、同じことを言うのだろう。これは、教員や生徒に対する日の丸・君が代強制と同じ構図である。

全く同感です。この裁判長は、個人の気持よりも、集団の統合を尊重しています。

彼もまた、学校教育を通して集団主義、権威主義が醸成され、それを当然と思い込んできた気がします。

永尾俊彦さんは、『ルポ「日の丸・君が代」強制』（緑風出版、2020年）のあとがきで、1970年代前半の東京・小山台高校時代の応援団のことに触れています。「あんなのファッショだ」と批判する一方で、「かっこよさ」「全員の手拍子がそろそろ」心地よさも感じていたそうです。3年生になると、自ら立候補して応援団に入り、「運動会に否定的な友人たちを服従させる側に立ってしまった」ことを、「今振り返ると、本当に恥ずかしい」と述べています。

私も70年前後、能登半島で高校生活を送っていました。

1年生に対しては、丁度今ごろの季節、放課後、全員を集めて校歌や応援歌の練習がありました。

長年の伝統だったようですが、かなり威圧的で、抗議の声があがり、生徒会の執行部が入って改めさせていました。

私も永尾さんと同じように、反発する気持と、やってみたいなという気持が入り交じっていたことを思い出しました。

岡山輝明（元都立高校教員）

作ってよかった(?)マイナンバー！

コロナで仕事がなくなって、そのうえ経済制裁影響で、物価は上がるし、生活苦、そんな弱みに連れ込まれ、「今なら最大2万円、ポイント付きます、お得です」、甘い言葉に踊らされ、ニコニコ顔の役人に、作ってもらったマイナンバー。

これ1枚で、役所での、申請済みます、面倒ない。そのうえ免許や保険証、みんなまとめて使えます。ついでに銀行口座にも、マイナンバーをヒモつけて、税金、保険の支払いも、自動で払える、払わさられる。払ったカネはなみだ金、口座の金がなくなれば、役所は親切、教えます。口座に入れるカネないならば、家、土地、車、売いなさい。あなたの持っている財産は、しっかり役所が知ってます。

たった2万で尻の毛までも、抜かれてしまい、ああ悔し。これじゃあまるでマイナンバーは、国の進めるオレオレ詐欺と、知った時には手遅れだ！



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

